

日本の対外援助政策

西田 一平太

はじめに

2023年6月、日本政府は新たな開発協力 大綱を策定した。先に改定された国家安 全保障戦略を踏まえ、開発協力は「外交 の最も重要なツールの一つ」として位置 付けられた。日本の政府開発援助 (ODA) には、従来、国際社会からの要請に応え つつ、経済的利益の追求や安全保障では、 経済的利益の追求や安全保障ではより り戦略的な役割が期待されることになっ た。また、2023年4月にはODAとは別個 に安全保障面での支援枠組みが立ち上げられている。防衛省による能力構築支援 も定着した今日、従来は躊躇してきた軍 事的な側面を含め、日本が行う対外援助 の政策手段は多様化している。

これらのことを踏まえ、本稿では、日本の外交・安全保障政策を理解するにあたり、ODAを中心とした対外援助手段について概観する。特に、変動する国際社会において援助の戦略性が重視されてきた点に着目し、近年発展しつつあるODA以外の取組みについても検討する。

これまでの経緯

(1)日本の対外援助の概要

基本的立場と特徴

2023年の開発協力大綱では、開発協力の目的として、(ア)法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下での平和で、安定し、繁栄した国際社会の形成への更なる貢献と並んで、(イ)望ましい国際環境の創出と日本の国益実現への貢献が示されている。また、非軍事的協力、人間の安全保障、途上国との対等なパートナー

シップを通じた価値創造、包摂性・透明性・公正性といった国際規範の普及と実践を基本方針として掲げ、「新しい時代の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」に示される3つの重点政策に沿った協力を行うとしている。

日本は1961年から経済協力開発機構開発 援助委員会(OECD-DAC) に加盟して いる。2019年のDAC統計をみると、日 本は約155億8,800万ドルを支出し、ODA 供与額では世界第四位の供与国となる。 他方、国民1人当たりの負担額では第16 位、対国民総所得(GNI)比では国際目 標とされる0.7%の半分に至らない0.29% に留まる。このうち、約1/4が国際機関 向けの拠出であり、残りが二国間ODA に充てられている。二国間援助のうち技 術協力を含む贈与は約45%であり、有償 資金協力の割合が約55%と多い。地域配 分では近接し歴史的な関係のあるアジア が約61.1%と多く、地域内でのトップド ナーの地位を占める。分野別では経済イ ンフラへの配分が約52.1% (DAC諸国平 均16.9%) と最も高く、緊急援助(人道 支援など) は約3.6% と最も低い (DAC 諸国平均14.9%)。

対外援助の受け手からトップドナーと なるまで

1945年に第二次世界大戦で敗戦を迎えた 直後から1952年に主権を回復するまでの 7年間、日本は米国による占領地域救済・ 経済復興基金による援助を受けた。また、 独立後は世界銀行のプロジェクト融資を 受け、これらは戦後復興期における民生 の向上と工業発展の基礎を築いた。この 経験は相手国の自立的発展を支援すると いう日本の援助思想の土台を形成して いる。

戦後日本の対外援助は1954年に始まる。 当初の目的は、戦後賠償を通じたアジア 各国との関係改善と国際社会における自 国の地位回復にあった。次いで、冷戦下 において、開発協力を通じてアジアでの 共産主義の拡大を阻止することが求めら れた。また、自国の経済的繁栄のため、 紐付き援助を通じた輸出振興が積極的に 行われた。

1960年代から1970年代にかけての高度経済成長期には援助体制が整備され、戦後賠償も徐々に資金協力に置き換わった。日本は1968年に世界第二位の経済規模を誇るようになり、国際的な存在感と影響力は大きくなったが、日本の旺盛な経済進出は戦前の記憶と相まって東南大とは日本信を招いた。また、経済大国にの責任も問われるようになり、この見直しを促し、その結果、紐付を投助の割合を低下させ、基礎生活分野の支援など、相手国に寄り添った援助の支援など、相手国に寄り添った援助の方が検討されるようになった。

他方、1970年代の石油危機を経て、日本は資源やエネルギーの安定調達を強く意識するようになり、アジア中心だった開発協力は中東やアフリカ・中南米にも向けられるようになった。この後、日本は援助供給量を計画的に増加させ、1991年には世界最大の援助供与国として、現在のほぼ2倍近い額の開発援助を提供するようになったのである。

体制

日本の開発協力予算は1府12省庁(防衛省は含まず)が計上している。その中核となる外務省では、国際協力局が援助政策の企画・立案や省庁横断的な調整を担う。また、政策実施機関として、技術協力、有償資金協力および無償資金協力を一元的に行うことができる国際協力機構(JICA)がある。援助対象国においては「現地ODAタスクフォース」が設置され、在外公館と現地JICA事務所を中心にしたチームが情報収集や案件形成を行っている。

国際的な緊急人道援助については、二通りの体制が敷かれている。紛争起因の災害については内閣府国際平和協力本部務局が管轄し、国際平和協力法(PKO法)に基づき自衛隊部隊および要員の派遣や物資協力を行う。大規模自然災害に繋急援助隊活動隊等に対しては、国際緊急援助隊事務局において省庁横断的援助物資が供与される。また、災害難民に対する救援活動のため、外務省に緊急無対する救援活動のため、外務省に緊急無償資金のスキームが設けられている。

この他、防衛省には米国以外の国や国際 機関などとの協力を調整する国際政策課 があり、能力構築支援など対外的な軍事 支援案件は同課を中心に企画調整されて いる。また、2023年4月には、外務省総 合政策局の所管業務として非ODAの経 済援助スキーム「政府安全保障能力強化 支援(OSA)」が発足した。これは、途 上国の防衛当局を対象に、装備品の提供 やインフラ整備を支援する無償資金協力 の枠組みである。

(2) 冷戦後の開発協力と 国際平和活動との連携

ODAの拡大、そして量から質へ

冷戦の終結は日本の対外援助に2つの大 きな変化を促した。その一つはODAの 対象地域の拡大である。政治的・経済的 かかわりが弱かった隣国のロシア、そし て中央アジアや中東欧の旧共産圏の国々 に対しては、地域の安定と市場経済への 円滑な移行に向けた支援が提供された。 懸念された大量破壊兵器の拡散について は、余剰核兵器の廃棄・処理にかかわる 資金・技術協力を提供した。また、1993 年にはアフリカ開発会議(TICAD)を開 始している。日本は1980年代後半には既 にODA総額の10%程度を対アフリカ支 援に充てていたが、冷戦後の「援助疲れ」 を背景に低迷した欧米諸国の支援を代替 するように関与を強めていった。

今一つは、援助の量から質への転換であ る。先述のとおり、日本は1991年の時点 で世界最大の援助供与国となった(その 地位には2000年まで留まることになる)。 これにより、援助コミュニティと国内有 権者の双方に対して日本の援助理念や方 針を明確に提示することが必要とされ、 1992年には初となる「政府開発援助大 綱(ODA大綱) | が策定された。しかし ながら、同時期の景気悪化に伴い、90年 代末になると財政再建のためにODA予 算も削減されるようになり、国民への説 明責任の向上やより効果的な援助政策な ど、日本のODAは量から質への転換を 必要とした。その一つは経済的な実力と 政治的な自信をつけつつあった中国に対 するODAの見直しであり、対中円借款 は2007年度をもって新規供与を終了して いる。

平和構築の取組み

冷戦後の国際秩序の綻び、そして不安定 化への対応として、日本は平和構築にも 着手した。それは当時の国際社会の潮流 でもあったが、日本には独自の理由もあっ た。湾岸戦争では、日本は憲法の制約か ら軍事的支援を行うことができず、米軍 を中心とした多国籍軍に計130億ドルを 拠出した。しかしながら、国際社会から は正当な評価が得られず、このことは「湾 岸ショック」としていまも政策関係者に 記憶される。この後、日本は法的条件を 整えて国連の平和維持活動などへの自衛 隊の派遣を開始し、2000年代からは開発 援助においても、平和構築を国際協力の 柱に据えて紛争経験国や脆弱国を支援す るようになった。例えば、対米協力とい う要素の強かったアフガニスタンの復興 支援に対しては、日本は現地政府の治安 維持能力強化のためなどに総額57.91億ド ルにのぼる支援を行っている。また、イ ラクでは「車の両輪」のように自衛隊に よる復興支援活動と補完し合う形でODA による民生支援が展開され、その後に 「オールジャパン」と呼称される外務・防 衛・開発の現場での連携の原型が形づく られた。

より戦略的な援助への転換〜安倍政権での 対外援助政策

2012年12月から2020年9月までの約7年8か月という歴代最長となった第二次安倍政権において、日本の開発協力は2つの点で転機を迎えた。その一点目は、アジアの成長を日本経済に「取り込む」ためのインフラシステムの輸出である。ODAには民間の投資を促し案件を受注する役割が課せられたが、対外的には相手国の経済的自立性を尊重し、透明性の高いプロセスを通じてガバナンス能力の向上を図

るものとして正当化された。「質の高いインフラ投資」は中国による不透明な援助手法との差別化を図るうえでも重視され、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」構想にも組み込まれるとともに、G7やG20を通じて国際規範化が図られた。

今一つは、開発協力と安全保障政策との 関係が明示されるようになった点である。 2013年に策定された国家安全保障戦略 (NSS) は、それまで安全保障とは別個に 扱われていたODAに対し「指針を与え るもの」とされ、相手国の軍に対する支 援実施体制の整備が盛り込まれた。この ことなどを踏まえ、ODA大綱は2015年 に開発協力大綱として刷新され、国際社 会の平和と安定が日本の国益につながる ことが強調された。軍事との関係におい ては従来通りODAの軍事的利用や紛争 助長を回避するといった原則を掲げつつ、 「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発 協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が 関係する場合には、その実質的意義に着 目し、個別具体的に検討する」と適用要 件が緩和された。

現状および課題

(1)新たな脅威への対応

安倍首相の退陣後は、同じ自由民主党ではあるが短期政権となった菅義偉首相、そして2021年10月に発足した岸田政権へとつながる。感染症対策を含む国際保健分野は伝統的に日本が得意とするところではあったが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応では、国内への対応に追われ対外政策面での初動が遅

れた。他方、中国の「ワクチン外交」に 対抗するように、日米豪印(OUAD)で はインド太平洋諸国に対するワクチン供 与の枠組みを立ち上げるなど、安全保障 面でのパートナー国との人道・開発分野 での協力を進展させた。また、日本は COVAXファシリティを通じた途上国へ の支援に加え、国内余剰分のワクチン約 340万回分を台湾に提供した。これは台 湾が当時必要としていた量の3分の1以上 に相当し、中国製ワクチンに依存せざる を得ない状況を回避させた。2022年2月 に勃発したロシアによるウクライナ侵攻 への対応では、日本は従来の対ロシア政 策を転換し、平和条約交渉を棚上げする とともに、安倍政権時に合意したエネル ギーや極東開発に対する3,000億円にのぼ る日本側の投融資を約束する日ロ経済協 カプランを凍結した。また、欧米に準じ た制裁措置を導入し、ウクライナに対し ては人道支援のほか、非殺傷性の軍事装 備品供与を行っている。

岸田政権は、中国などによる国際秩序へ の挑戦が安全保障環境を著しく厳しいも のにしているとの認識に基づき、2022年 末に新たな国家安全保障戦略(NSS)な どの政策文書を策定した。新NSSは外 交・防衛・経済・技術・情報の各分野を 横断した総合的な国力を用いることを要 請し、ODAなど対外援助は自由で開かれ た国際秩序の維持・発展に向けて用いら れることが示された。また、新NSSでは 「同志国に対して、装備品・物資の提供や インフラの整備等を行う、軍等が裨益者 となる新たな協力の枠組みを設ける」方 針が明記され、2023年4月にはOSAが発 足している。また、岸田政権はインド太 平洋地域の安定に向けて開発協力を強化 していく姿勢も見せている。2022年5月

のQUAD首脳会合では、その後5年間でインフラ分野で500億ドル以上の拠出をする方針が表明され、「人道支援・災害救援(HADR)パートナーシップ」の立ち上げや非伝統的安全保障分野における支援強化が示された。続く6月に行われたアジア安全保障会議(シャングリラ会合)では、岸田首相は今後のFOIPの展開や安全保障の強化などから成る「平和のための岸田ビジョン」を表明し、FOIPの強化に向けてODAを拡充する意向を示している。

(2) 今後の課題

このように、政策手段として戦略的価値を高めつつある日本の対外援助であるが、今後はODAの予算と軍事援助の体制整備が課題となる。

まず、ODAの拡充については、実際に どの程度の予算増加が見込まれるのかは 不明だ。既に政府は防衛予算の大幅拡充 を予定しており、その規模は今後5年間 で2倍ともいわれている。ウクライナ危 機によるエネルギー価格の上昇や円安は 日本経済を直撃しており、歳出への圧力 は高まる一方である。他方、日本の債務 残高はGDPの2倍に達しており、先進国 で最悪の水準にある。そのような状況で のODA拡充は、新型コロナウイルス禍 での財政悪化を原因として、GNI比0.7% だったODA支出を削減する方針を早々 に打ち出した英国とは対比的な思考であ る。2022年の内閣府の世論調査によると、 日本のODAについて「現在程度でよい」 と回答した者は54.3%と半数を超える。 政府にとっても国益との繋がりが見えに くい援助の増大について、どの程度国民 の理解が得られるのかは不明である。

次に体制整備の課題である。国内でも未だ 正しく認知されていないが、日本は能力 構築支援の名目で2012年より対外的な軍 事援助を行っている。それまでも海外の 軍人を防衛大学校などの教育機関に学生と して受け入れてきたが、途上国の軍に対し て人材育成や技術支援を直接行う能力構 築支援事業は各国との連携を深める重要 な手段として認識されている。2021年度 中には東南アジア・中央アジアの国々を 主な対象として計15か国・1機関(ASEAN) に対して47事業が実施されている。その 内容は非戦闘分野に限られるが、人道支 援や国際航空法といったものから潜水医 学まで幅広く、中国を意識して戦略的に 実施されている。また、用途廃止扱いと された自衛隊の装備品については、「防衛 装備移転三原則」に基づく物資協力を行 うことができるようになった。昨今のフィ リピンに対する海上自衛隊の練習機の無 償提供や、ウクライナに対する防衛装備 品の供与はこの原則を根拠としている。

他方、日本は新規の防衛装備品を外国政 府に供与する手段を有しておらず、この 点が日本の「対外援助スキームの穴」であっ た。この課題を克服しようとするのが前 述のOSAであるが、初年度となる2023年 度の当初予算は20億円に留まり、想定さ れている案件もフィリピンなど4か国に対 する通信システムなど小規模なものである。 今後、実績に応じて徐々に拡大するにし ても、有償資金協力や購入補助のような 使い勝手の良さを伴うものでもない。実 施においては「防衛装備移転三原則」お よびその運用指針に準じるとされており、 使涂も限定的である。制度的には整いつ つあるが、軍事援助の領域は日本にとっ て新しく、国民の理解を前提に体制を整 えていくことが求められている。

おわりに

これまで概観してきたように、開発協力を中心とした日本の対外援助政策は、経済的利益の追求、国際社会からの要請、安全保障への寄与という3つの動機を背景に推移してきた。近年では、中国を念頭に特に安全保障の側面がより意識されており、この流れにおいて、以下の4点を指摘して本稿を終えることにしたい。

第二に、日本のODAに対する国際社会のイメージである。2011年3月の東日本大震災の際には、日本は世界163の国と地域および43国際機関から支援を受けた。その中には途上国も多く含まれ目り、日本政府は長年にわたる現地目線の協力により得られた「信頼と感謝の後、時ち」がそこにはあるとしている。今後、安全保障をより前面に打ち出し、直接とはた場合、日本のODAに対する印象おた場合、日本のODAに対する印象おた、日本のでDDAに対する印象おた、日本ののDDAに対する印象おた、日本ののDDAに対する印象おた、日本ののDDAに対する印象おに必要とする後発開発途上国向援助はさらに少なくなる可能性があ

り、国際的な要請と反することになるの かもしれない。

第三に、いわゆる「グローバルサウス」 と呼称される国々との連携の難しさであ る。米中大国間競争にあって、東南アジ ア諸国など多くの途上国は片方の陣営に 組み込まれることを懸念している。イン ドはQUADの一員でありながら西側の対 ロシア制裁には加わらず独自の外交を展 開しており、その他の中進国も多極化す る国際関係において柔軟に立ち回り、自 国の地位と影響力の向上を図ろうとして いる。経済成長の途上にあるこれらの国々 では、国内に流入する資金のうち対外援 助が占める割合は低下しており、中国を はじめとした新たな援助提供者の台頭は 需要者側に有利な競争環境を形成してい る。外交的にも実利的な関係が重視され つつあるなか、従来のような開発援助を 通じた外交や影響力の保持を期待できな くなってきている点については、今一度 再考する必要があろう。内政への干渉と 捉えられかねない関与を嫌がる国も多く、 基本的人権など国際規範との間で慎重な 舵取りが求められる。

最後にOSAである。安全保障支援の枠組みをODAと分離したことは、日本の対外援助に対するレピュテーションクを回避するにあたり有用だった。方、OSAが準拠する「防衛装備移転三原則」は、殺傷能力のある装備品の移転転則」は、殺傷能力のある装備品の与党協せいった争点も含め国展開が見逃せ、今後東南アジアなどでのHADR活動基盤のを表をある。とも考えられる。そのようなことが可能になれば、日本は

地政学時代の日本――外交・安全保障政策の新たな潮流―

地域への恒常的な軍事アクセスを確保し、 地域情勢の情報収集や同志国との連携を 促進させ、さらには力による現状変更を 試みる中国に対する抑止に寄与すること が期待される。今後は、日本の地域関与 が不当な批判を招かないよう注意を払い ながら、地域の安定に寄与する国として の地位を高めることが肝要だと思われる。

参考文献

- 内閣府(2022)「令和3年度 外交に関する世論調査」
- 内閣官房(2022)「国家安全保障戦略について
- 外務省(2022)「2022年版外交青書」
- 外務省(2021)「2020年版国際協力白書」
- 外務省(2022)「2021年版国際協力白書」
- 外務省(2005)「2004年版政府開発援助 白書」
- 外務省(2007)「2006年版政府開発援助 白書」
- 外務省(2015)「開発協力大綱(2015年6 月10日付け)」
- 外務省(2023)「開発協力大綱(2023年6 月9日付け)」
- 外務省(2023)「政府安全保障能力強化 支援」

- 防衛省(2016)「防衛省・自衛隊による能力構築支援」
- 国際協力機構(2019)「国際協力機構史 1999~2018」
- OECD (2020), "OECD Development Cooperation Peer Reviews: Japan 2020"
- Cabinet Secretariat (2022), "National Security Strategy 2022"
- Ministry of Foreign Affairs (2023), "Diplomatic Bluebook 2023"
- Ministry of Foreign Affairs (2023), "White Paper on Development Cooperation 2022"
- Ministry of Foreign Affairs (2004), "Japan's ODA White Paper 2004"
- Ministry of Foreign Affairs (2006), "Japan's ODA White Paper 2006"
- Ministry of Foreign Affairs (2015), "Development Cooperation Charter 2015"
- Ministry of Foreign Affairs (2023), "Development Cooperation Charter 2023"
- Ministry of Foreign Affairs (2023), "Official Security Assistance (OSA)"
- Ministry of Defense, "Security Cooperation"
- OECD (2020), "OECD Development Cooperation Peer Reviews: Japan 2020"

Hiroshi Nakanishi (2011), "The Gulf War and Japanese Diplomacy," *nippon.com*, https://www.nippon.com/en/features/ c00202/?cx recs click=true

西田 一平太(にしだ・いっぺいた) 笹川平和財団上席研究員



ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)開発学修士課程修了。国境なき医師団アドミニストレータ、内閣府国際平和協力本部事務局研究員、東京財団研究員などを経て、現在、笹川平和財団上席研究員。専門は対外援助および安全保障協力政策、国際平和活動。防衛省能力構築支援に関する有識者会議座長、外務省開発協力適正会議委員、法政大学客員講師を兼任。

著作に『防衛外交とは何か――平時における軍事力の役割』(勁草書房、2021年、共編著)、『開発協力大綱の改定が示す日本の課題― ODAと安全保障』(笹川平和財団、2022年)など。